

2022年4月20日

## 会員の処分

一般社団法人 日本投資顧問業協会

当協会は、定款第14条第1項の規定に基づき、法令違反の事実が認められた会員を、下記のとおり処分しました。

### 記

1. 会員名

新生インベストメント・マネジメント株式会社 (会員番号 011-01067 号)

2. 処分の種類及び程度

過怠金の賦課 400万円

3. 処分の対象となった事実

投資一任契約を締結した顧客のために善良な管理者の注意をもって投資運用を行っていない状況

4. 処分の理由

定款第14条第1項第2号に該当

以上